指定申請等の手続きの流れ

内容	明石市	事業者	備考
事前協議	●事前協議の受付 ・提出書類の審査 ・現地確認等 ●明石市地域密着型サービス運営委員会での意見聴取 ●事前協議完了を通知	●事前協議の申込 み ●住民説明会 ●建築確認申請 ●着工	<事前協議提出書類 > 「指定申請書等一覧 表」参照
		★	
指定申請	●指定申請受付 ・提出書類の審査 ・現地確認 ・その他 ●明石市地域密着型サービス運営委員会への報告 ●県及び国保連合会への連絡 ●指定通知	●指定の申請 (原則として、事 前協議で提出済の 書類は除く。)	<提出書類> 土地・建物等の賃貸 土地・建物等の賃貸 、消防の成図面、写真等 を 大調を 大調を 大調を 大調を 大調を 大調を 大調を 大調を 大調を 大
		●事業の開始	
その他		●老人福祉法の 届出 ●生活保護法指定 介護機関指定申 請 事業開始まで必 で必 なので なので なので なので なので なって なって なって なって なって なって なって なって なって なって	